

社会福祉法人 牧羊会

## 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(平成30年6月16日施行)

(平成30年4月1日適用)

# 社会福祉法人牧羊会 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人牧羊会（以下「本会」という。）の定款第5条、定款第6条第2項及び定款第15条第1項に基づく、評議員、役員及び評議員選任・解任委員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語の定義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条第1項による理事及び監事をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条2項による者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他名称にかかわらず、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）、事務通信費等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員等の報酬等は、定款第8条及び定款第21条に定めるとおり無報酬とする。また評議員選任・解任委員の報酬も無報酬とする。

## (費用弁償)

- 第4条 本会は、第2条の第1号、第2号、第3号による評議員、役員、評議員選任・解任委員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。
- 2 費用の弁償の額は実費とする。
  - 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

## (適用除外)

第5条 本会の本部及び施設の職員を兼務する者は、この規程を適用しない。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

## (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は平成30年6月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。